重 要 事 項 説 明 書

指定介護予防支援事業所 諫早市南部地域包括支援センター

(介護保険指定番号 第 4200400044 号) 〒854-0201 諫早市森山町下井牟田 1238 TEL0957-35-2887 FAX0957-35-2886

(1) 事業の目的

日常生活を営むために必要な保健・医療・福祉のサービスを適切に利用出来るよう介護予防サービス計画・介護予防ケアプラン (以下「介護予防サービス計画等」という。)を作成し、指定介護予防サービス、介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)等の実情を把握・報告する。

(2) 運営の方針

- ① 利用者が、可能な限り自宅で生活できるように支援する。
- ② 指定介護予防サービス、及び総合事業等を効率的に利用できるよう多様な事業者を検討する。
- ③ 利用者及びその家族に、適切かつ十分な情報を提供し、自己選択できるよう配慮する。
- ④ 指定介護予防サービス、総合事業等の提供が確保されるよう関連機関との連携に努める。

(3) 職員

常勤職員7名(専従:3名、兼務:4名)

職種	人員数	勤務形態
主任介護支援専門員(管理者)	1名	兼務
社会福祉士	1名	兼務
保健師等	2名	兼務
介護支援専門員	3名	専従

(4) 受付時間

月曜日~金曜日 (祝日、12月31日~1月3日を除く) 8時30分~17時00分 (フレックスタイム制)

(5) 苦情対応

- ① 利用者は、提供した介護予防支援・第1号介護予防支援に苦情がある場合、または提供された 指定介護予防サービス、及び総合事業等に苦情がある場合には、地域包括支援センター、諫早 市または国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。
- ② 地域包括支援センターは、苦情対応の窓口、責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、 苦情の申し立てまたは相談があった場合には、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。
- ③ 地域包括支援センターは、利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由として何らかの不利益な取り扱いをすることはありません。

(6) 事故発生時の対応

地域包括支援センターは、利用者に対する指定介護予防サービス、または総合事業等の提供にあたって、事故が発生した場合には速やかにその家族及び諫早市に連絡を行うとともに必要な措置をとります。

(7) 守秘義務

業務上知り得た利用者及びその家族に係る情報の守秘義務を遵守します。

(8) 利用料

介護予防サービス計画等の作成については、自己負担はありません。

(9) 解約料

いつでも契約を解除することができ、一切料金はかかりません。